

「指定計画相談支援及び指定障害児相談支援」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定計画相談支援サービス及び指定障害児相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域	2
4. 営業時間	2
5. 職員の体制	3
6. 職員の職務内容	3
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
8. サービスの利用に関する留意事項	5
9. 事故発生時の対応方法について	5
10. 虐待防止について	5
11. その他運営に関する留意事項	6
12. 苦情などの受付について	6

サポートセンターしうん

当事業所は水戸市の指定を受けています。

事業所番号 第 0830102281 (指定特定)

第 0870100674 (指定障害)

1・事業所

名称	株式会社 道進
所在地	茨城県水戸市中丸町 433
電話番号	029-252-5115
代表者氏名	富田 圭子
設立年月	平成 28 年 2 月 2 日

2・事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所 平成 29 年 1 月 1 日指定 0830102281 号 指定障害児相談支援事業所 平成 29 年 1 月 1 日指定 0870100674 号
事業の目的	指定計画相談支援事業の提供 指定障害児相談支援事業の提供
事業所の名称	サポートセンターしうん
事業所の所在地	茨城県水戸市内原 1 丁目 969-21garentworksUCHIHARA103w 号室
電話番号	029-350-5300
F A X 番号	029-350-5301
管理者氏名	富田 圭子
事業所の運営方針について	利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活が営む事ができるよう利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、福祉サービスが多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
開設年月	平成 29 年 1 月 1 日
事業所が行っている他の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援 放課後等デイサービス こばんはうすさくら 水戸備前掘教室 平成 28 年 4 月 1 日指定 0850100611 号 ・居宅介護支援センター紫雲 平成 28 年 6 月 1 日指定 0870105699 号 ・就労継続支援 B 型 来々瑠 令和 5 年 6 月 1 日

3・事業所実施地域

水戸市	大洗	ひたちなか市	茨城町
-----	----	--------	-----

4・営業時間

営業日	火曜日から土曜日までとする。但し国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
営業時間	月～金曜日 午前10時～午後6時

5・職員の体制

<主な職員の配置状況>

*職員の配置については、指定基準を遵守しています。

【常勤として設置】 管理者 1名 相談支援専門員 1名 以上

当事業所では、利用者に対して指定計画相談支援及び障害児相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

・・相談支援専門員においては増数する事がある。

6・職員の職務内容

職種	職務の内容
管理者	職員及び業務などの管理を一元的に行うとともに、法令などにおいて規定されている指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。
相談支援専門員	・アセスメントの実施 ・サービス等利用計画書、障害児支援利用計画書の作成及び利用者への交付 ・モニタリングの実施 ・その他必要な相談及び援助

7・当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容

1) サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成

相談支援専門員は利用者の来所や利用者の居宅等を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境などを把握したうえで、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画及び障害児相談利用計画を作成します。

＜サービス等利用計画及び障害児支援計画の作成の流れ＞

- ① 相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びそのご家族に面接して利用者の心身の状況など、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営む事ができるよう支援するうえで解決すべき課題等を把握します。
 - ② サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めます。
 - ③ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び障害児の保護者の選択に基づき、福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
 - ④ 利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス及び指定障害児通所支援等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、障害者総合支援法第5条第二十二項及び児童福祉法第6条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案を作成します。
 - ⑤ ④で作成したサービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費及び障害児通所給付費などの対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案の内容について、利用者及びそのご家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定します。
 - ⑥ 支給決定及び給付決定又は地域相談支援給付費が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者及び指定発達支援事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門支援員はサービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定します。
- 2) サービス等利用計画及び障害児支援利用計画作成後の便宜の供与
- ・サービス等利用計画及び障害児支援利用計画作成後、サービス等利用計画及び障害児支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画及び障害児支援利用計画の変更、

福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定及び給付決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。

- ・モニタリングに当たっては、利用者及びそのご家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

3) サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の変更

- ・利用者がサービス等利用計画及び障害児支援利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画及び障害児支援利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を変更します。

4) 障害者支援施設等への紹介

- ・利用者が居宅において日常生活を営む事が困難となったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設及び障害児入所施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設及び障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) 利用料金

1) サービス利用料金

- ・指定計画相談支援サービス及び指定障害児相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額及び障害児相談支援給付額を受領する場合（法廷代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

2) 交通費

- ・通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費を頂きます。

* 事業所の自動車を利用した場合の交通費は以下の通りとなります。

- ① 事業所から、片道概ね・・・10Km以内 100 円/Km
- ② 事業所から、片道概ね・・・10Km以上 200 円/Km

3) 利用料金のお支払い方法

前記②の費用は、1 か月ごとに計算し、翌月 11 日までに請求しますので、毎月 20 日にお支払いいただきます。

8・サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交代する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びそのご家族に対して

サービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名する事は出来ませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談下さい。

9・損害賠償保険への加入（契約書第 10 条参照）

当事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社	公益財団法人介護労働安定センター
保険名	居宅介護事業者賠償責任保険
補償の概要	業務遂行上の過失により利用者に損害を与え、法律上の賠償責任が生じた場合に損害を補償します。

10・虐待防止について

当事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図る為、次の措置を講じています。

- ① 虐待防止に関する責任者の選定【虐待防止責任者】 富田 圭子
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制の整備
- ④ 職員に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施

11・利用者の記録や情報の管理、開示について

利用者及びそのご家族の個人情報については、社会福祉法人水戸市社会福祉協議会が定める「個人情報保護規定」に基づいて、適切に管理し、利用者の求めにその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料等の諸費用は自己負担となります。）

12・その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所は、適切な相談支援が提供できるよう相談支援専門員の業務体制を整備するとともに、相談支援専門員の資質向上を図る為に研修の機会を確保します。
- (2) 相談支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (3) 相談支援専門員であった者が事業所の相談支援専門員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、またはそのご家族の秘密を保持します。
- (4) 事業所は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援を提供した日から 5 年間保存します。
- (5) 事業所は、従業者、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備します。

13・苦情等の受付について

- (1) 当事業所に於ける苦情の受付及びサービス利用などのご相談（お客様相談係）サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専門窓口で受け付けます。

- お客様相談係（苦情窓口担当者） 富田 圭子
- 電話番号 029-350-5300
- 受付時間 火曜日～土曜日 午前 10 時～午後 6 時

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

水戸市役所 障害福祉課	所在地 茨城県水戸市三の丸 1-5-48 三の丸臨時庁舎 2 階 電話番号 029-232-9173 受付日・時間 月～金 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
茨意見運営適正化 委員会	所在地 茨城県水戸市千波町 1918（茨城県総合福祉会 2 階） 電話番号 029-305-7193 受付日・時間 月～金 午前 9 時～午後 5 時
大洗町役場 福祉課 社会福祉係	所在地 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275 電話番号 029-267-5111 受付日・時間 月～金 午前 9 時～午後 5 時 15 分

令和 年 月 日

指定計画相談支援サービス（指定障害児相談支援サービス）の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項説明書の説明を行いました。

管理者 富田 圭子
説明者職名 相談支援専門員
氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定計画相談支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者
<住所>
<氏名> 印
《児童氏名》

代理人または立会人等
<住所>
<氏名> 印
<続柄>